

# 消費者安全法の改正概要について

## I 総則（国及び地方公共団体の責務）

### ○消費者教育の推進（第4条第6項）

国及び地方公共団体の責務として、消費者教育の推進等を通じて消費者安全の確保を図ることを明記

## II 消費生活相談等の事務の実施

### ○都道府県による市町村の消費生活相談等の事務の共同処理等に関する必要な調整（第8条第3項）

関係市町村の求めに応じ、必要な調整を実施

### ○事務を適切に実施できるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託（第8条の2第1項、第2項）

＜委託基準＞（施行規則第7条）

- ・委託を受ける事務を公正かつ中立に実施できるものであって、特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他都道府県知事（市町村長）が適当と認めたる者
- ・関係機関との連携体制を確保できる
- ・委託を受ける事務を的確に実施するに足る知識及び技術を有する
- ・委託を受ける事務を統括管理する者を配置

＜委託先の選定に当たっての留意事項＞（ガイドライン）

- ・消費者トラブルに直接的な利害関係を有する者又は有する可能性がある者の排除
- ・過去の活動実績、消費生活相談・あっせん等の事務を積極的に行う意思・体制の確認
- ・委託先の選定後に理由を公表
- ・適切なモニタリング

### ○国及び国民生活センターの援助（第9条）

都道府県及び市町村に対して、情報提供・研修等必要な援助を実施

### ○秘密保持義務規定（第8条第4項、第8条の2第3項）

消費生活相談等の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない

### ○罰則規定（第53条）

秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

## III 消費生活センターの設置等

### ○「消費生活相談員」の配置（第10条第1項第1号、第2項第1号）

消費生活センター等に、消費生活相談等の事務に従事する「消費生活相談員」を置く（「消費生活相談員」の職の法定化）

### ○消費生活相談員の要件（第10条の3第1項）

- ・消費生活相談員資格試験合格
  - ・消費生活相談員資格試験合格者と同等以上の専門的知識及び技術を有すると都道府県知事若しくは市町村長が認める者
- ＜経過措置（みなし合格者）＞（附則第3条、経過措置府令）
- ①現行3資格※保有者で法施行日から遡って5年間に通算して1年以上の実務経験を有する者
  - ②現行3資格保有者で通算して1年以上の実務経験を有しているが、法施行日から遡って5年間においては実務経験が1年に満たない者で、内閣総理大臣が指定する講習を修了した者
  - ③現行3資格保有者で通算して1年以上の実務経験を有していないが、内閣総理大臣が指定する講習を修了した者（法施行後5年目まで）

※ 現行3資格：消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント

### ○指定消費生活相談員の指定（第10条の4） \*平成31年度施行予定

都道府県は、消費生活相談員の中から、市町村の消費生活相談に関する助言、協力等の援助を行う「指定消費生活相談員」を指定（努力義務）

- ・消費生活相談員資格試験に合格（みなし合格は不可）し、通算して5年以上の地方公共団体における消費生活相談に係る実務経験が必要

### ○消費生活センターの組織及び運営等（第10条の2）

消費生活センターの組織運営等について、内閣府令で定める基準を参酌して条例整備

＜消費生活センターの組織運営等の基準＞（施行規則第8条）

- ①消費生活センターの名称、住所、相談日時等の公示
- ②センター長及び事務を行うために必要な職員の配置
- ③消費生活相談員資格試験合格者（みなし合格者含む）の配置
- ④いわゆる「雇止め」の見直し及びその他適切な人材及び処遇の確保に必要な措置
- ⑤消費生活相談等の事務に従事する者に対する研修機会の確保
- ⑥情報の安全管理に必要な措置

## Ⅳ 地方公共団体の長に対する情報の提供

### ○消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報提供（第11条の2）

内閣総理大臣、国民生活センター及び地方公共団体は、他の地方公共団体の長からの求めに応じて、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報を提供できる

＜提供できる情報の範囲等＞（施行規則第8条の11～第8条の14）

- ・消費者安全確保地域協議会が行う見守り活動等の取組にのみ使用
- ・（国）特定商取引法の措置に伴い取得した情報
- ・（地方公共団体）消費生活相談の事務の実施により得られた情報

## Ⅴ 消費者安全の確保のための協議会等

### ○消費者安全確保地域協議会（第11条の3～第11条の6）

国及び地方公共団体の機関、地域の関係機関等（病院、教育機関、消費生活協力団体、消費生活協力員等）により構成される協議会を組織できる

- ・消費生活上特に配慮を要する消費者の見守り活動等必要な取組を実施
- ・構成員には、秘密保持義務（第11条の5）及び罰則（第53条）あり

＜協議会の設立等＞（ガイドライン）

- ・地方公共団体の消費者行政担当部署が主導、組織運営要綱作成
- ・福祉、防災等、様々な地域ネットワークと効果的に連携

#### 【想定される構成員】

＜消費者関係＞

消費者行政担当部局（事務局担当）、消費生活センター、消費生活協力団体、消費生活協力員、消費者団体

＜福祉関係＞

市町村の福祉関係部局、地域包括支援センター、基幹相談センター、介護支援専門員、相談支援専門員、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、民生・児童委員協議会、社会福祉協議会

＜医療・保健関係＞

病院、医師、歯科医師、看護師、保健所

＜警察・司法関係＞

警察、法テラス、弁護士会、弁護士、司法書士会、司法書士

＜教育関係＞

教育委員会、幼稚園、小中高等学校、公民館、消費者教育を実施している民間団体、金融教育を実施している機関（財務局・財務事務所、金融広報委員会等）

＜事業者関係＞

商店街、コンビニ、生協、農協、宅配事業者、配食サービス事業者等、金融機関、警備会社等、その他の民間事業者及び団体

＜その他＞

町内会等の地縁団体、NPO、ボランティア、民間団体

### ○消費生活協力団体及び消費生活協力員（第11条の7、第11条の8）

消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う民間の団体・個人から、消費生活協力団体・消費生活協力員を委嘱

- ・幅広い協力団体・協力員を想定
- ・協力団体・協力員が消費者安全確保地域協議会の構成員となることも想定
- ・協力団体の職員等及び協力員には、秘密保持義務（第11条の8）あり

## Ⅵ 登録試験機関

### ○登録試験機関の登録（第10条の3第1項、第11条の9～第11条の12）

内閣総理大臣は、登録要件に適合する法人から申請があったときは、消費生活相談員資格試験に関する登録試験機関として登録

＜試験科目＞（第10条の3第3項、施行規則第8条の2）

- ①商品等及び役務の消費者安全性に関する科目
- ②消費者行政に関する法令に関する科目
- ③消費生活相談の実務に関する科目
- ④消費生活一般に関する科目
- ⑤消費者のための経済知識に関する科目

＜試験の一部免除措置＞（施行規則第8条の8）

- ・試験申込時に、現職の消費生活相談員、消費生活相談員に任用が決定している者、過去5年間で通算1年以上の実務経験を有する者
- ・現行3資格保有者で内閣総理大臣が指定する講習を修了した者

### ○登録試験機関に対する監督等（第11条の13～第11条の24）

- ・試験業務規程の認可、試験委員の届出
- ・財務諸表の備付け等、改善命令等、登録の取消し、報告・立入調査等
- ・秘密保持義務（第11条の19）及び罰則（第53条、第56条）あり（第56条：法人に対する罰則規定）

#### 【今後のスケジュール】

平成28年4月1日 改正消費者安全法施行

（指定消費生活相談員については、平成31年4月1日施行予定）